

群馬県埋蔵文化財発掘調査取扱い基準

1 趣旨

本基準は、「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について（通知）」（平成 10 年 9 月 29 日付け庁保記第 75 号）及び「近世・近代の埋蔵文化財保護について（通知）」（令和 6 年 8 月 16 日付け 6 文庁第 2590 号）に基づき、群馬県内における開発事業等に伴う埋蔵文化財の取扱いについて必要な事項を定めるものである。

2 開発事業との調整について

群馬県及び市町村の埋蔵文化財担当部局は、埋蔵文化財の保護と開発事業の調整は、事業者の理解と協力の上に成り立つものであることを踏まえ、埋蔵文化財保護体制を整備し、事業者に埋蔵文化財の保護についてよく説明し、次の各事項に留意の上、事業者との円滑な調整に務めること。

（1）関係部局との連携体制の確保による開発事業計画の早期把握

群馬県及び市町村における開発事業等に対して指導等の行政を担当する部局等との間の連携を強化し、各部局に関係する開発事業計画の早期把握と適切な事前調整に努めること。

（2）開発事業計画と埋蔵文化財保護との調整

- ①開発事業計画が把握された場合は、速やかに事業者との具体的な調整を開始すること。
また、埋蔵文化財に係る調整は、当該事業に係る他の行政上の指導や手続きと並行して迅速に行うこと。
- ②事業者との事前協議に当たっては、事業の計画や実情について把握するとともに、埋蔵文化財の保護について十分に説明して理解を得るよう努めること。
- ③埋蔵文化財の範囲や性格等の把握が十分でない場合は、速やかに試掘・確認調査等を行い、これを的確に把握した上で事業計画との調整を行うこととし、調整後に調整内容の変更等の事態が生じないように努めること。
- ④調整により記録保存のための発掘調査が必要となった場合は、その範囲・調査期間・経費等を提示し、十分に説明し理解を得ること。
- ⑤事業者との調整の経過等については、文書等で逐次記録して保管すること。

（3）発掘調査の円滑・迅速化

- ①記録保存のための発掘調査については、効率的に進めるよう努めること。
- ②記録保存のための発掘調査では、試掘・確認調査を積極的に活用し、その結果に基づき調査区の適切な設定や遺跡の性格等に応じた調査体制の編成等に配慮すること。
- ③記録保存のための発掘調査の作業の各段階において、それに適した土木機械・測量機器を積極的に導入するなどして、その円滑かつ迅速な実施に努めること。

3 埋蔵文化財包蔵地の把握と周知について

(1) 埋蔵文化財包蔵地として取り扱う対象となる時代区分

- ①中世以前の遺跡とは、天正 18 年（1590）の徳川家康関東移封前頃までに属する遺跡のこととする。
- ②近世の遺跡とは、天正 18 年（1590）の徳川家康関東移封後頃～明治 4 年（1871）の廃藩置県前頃に属する遺跡のこととする。
- ③近代の遺跡とは、明治 4 年（1871）の廃藩置県後頃～昭和 20 年（1945）の第二次大戦終結頃に属する遺跡のこととする。

(2) 埋蔵文化財包蔵地として扱う対象

- ①中世以前の遺跡。
- ②遺跡の全部若しくは大部分が埋蔵状態にあるもの。
- ③遺跡の地上部分が失われ、その残りが埋蔵された状態にあるもの（近世以降の建物基礎等を含む）。
- ④遺跡の地上部分が残っているものの、当初の機能等を総合的に把握するために発掘調査が必要なもの。
- ⑤史料等から価値が明らかであってもその保存状態が確認できないもの。

(3) 近世の埋蔵文化財包蔵地として扱う対象の区分

- ①現在の町や地域の成り立ちに係る遺跡
 - ・地域の核となった近世城郭・寺院等の施設及び墓所等その関連施設
 - ・城下町、寺内町等、現在の町の骨格となった範囲
 - ・用水跡や屋敷跡、水車遺構等、村落を構成する要素
- ②地域における社会・経済の特性を考える上で重要な遺跡
 - ・鉱山・窯業関係遺跡等
 - ・地域の生業に係る遺跡又はそれを支えるために設けられた諸施設
- ③我が国の社会・経済・政治に係る遺跡又は歴史的事件に係る遺跡
 - ・街道、関跡、本陣跡、宿場町跡等、交通等に係る遺跡
 - ・戦跡、国防施設等、軍事に係る遺跡
 - ・天明 3 年（1783）の浅間山噴火による災害遺跡に代表される災害被災跡、防災及び復興に係る遺跡
- ④その他、地域社会の特性を示す遺跡
- ⑤中世から連続する遺跡

(4) 近代の埋蔵文化財包蔵地として扱う対象の区分

- ①我が国の近代化及び近代史を象徴する遺跡
 - ・鉄道、道路、港湾、鉱山、発電所、製鉄所、窯業、工業、軍事関係、養蚕・製糸・紡績

等、近代化や新技術の導入・技術革新等に関する遺跡

・その他、近代国家の成り立ちや転換を物語る遺跡

②地域の近代化及び近代史を象徴する遺跡

・郡役所、博物館、学校、病院等、近代国家の地域政策や地域の役割、特色を示す遺跡

・水道施設、灌漑施設等、地域の近代化を知ることができる遺跡

・金融機関、邸宅等、地域社会・経済を支えた遺跡

・ダム、堤防等、地域社会に大きな影響を及ぼした災害や後の防災事業に係る遺跡

③墓所、神社、寺院等、前時代から継承されてきた遺跡のうち、その来歴が我が国の歴史
又は地域史において重要な意味を持つ遺跡

④我が国及び地域の双方の視点において、その近代化及び近代史を象徴する遺跡

(5) 周知の埋蔵文化財包蔵地の対象となる遺跡

①中世以前に属する遺跡は原則として全て周知化する。

②近世に属する遺跡は下記の遺跡を周知化の対象とし、同種の遺跡が複数ある遺跡や現
存する施設や史料等から遺跡の内容が相当程度、判明する遺跡については、その一部を
周知化する。

・群馬県文化財保存活用大綱及び当該市町村文化財保存活用地域計画に掲載されている
歴史文化に係る遺跡

・群馬県史及び市町村史誌に掲載されている歴史文化に係る遺跡

・国・県・市町村指定文化財（登録含む）に係る遺跡

・『群馬県の中世城館跡』1988に掲載されている近世の城郭

・天明3年(1783)の浅間山噴火による軽石や泥流により埋没した遺跡及び同噴火による
被災からの復興に係る遺跡

・近世の洪水等による土石流で埋没した遺跡

・上記及び既に周知化された遺跡と同等の価値があると県、市町村により判断される遺跡

③近代に属する遺跡は下記の遺跡を周知化の対象とし、同種の遺跡が複数ある遺跡や現
存する施設や史料等から遺跡の内容が相当程度、判明する遺跡については、その一部を
周知化する。

・群馬県文化財保存活用大綱及び当該市町村文化財保存活用地域計画に掲載されている
歴史文化に係る遺跡

・群馬県史及び市町村史誌に掲載されている歴史文化に係る遺跡

・『群馬県近代化遺産総覧』(H3)に掲載されている遺跡

・国・県・市町村指定文化財（登録含む）に係る遺跡

・上記及び既に周知化された遺跡と同等の価値があると県、市町村により判断される遺跡

④近世以降に属する遺跡で、令和8年3月31日現在、既に埋蔵文化財包蔵地として周知
化されている遺跡は、そのまま取り扱うことができる。

(6) 近世・近代に属する遺跡で周知の埋蔵文化財包蔵地とする範囲の限定

近世・近代に属する周知化の対象となる遺跡で、保存状態が不良な場合は、その部分を周知化の対象外とする。

(7) 周知の埋蔵文化財包蔵地として扱う対象の決定

- ①埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲は、これまでに行われた諸調査の成果に加え、今後、埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲の把握を目的として行う分布調査、試掘・確認調査その他の調査の結果によつて的確に把握し、常時新たな情報に基づいて内容の更新と高精度化を図ることとする。なお、これまで所在のみが把握され必ずしも範囲が明確に把握されていなかった埋蔵文化財包蔵地については、早急に所要の調査等を行い、順次範囲を把握することとする。それによつて把握された埋蔵文化財包蔵地については、市町村からの報告に基づき、群馬県が周知の埋蔵文化財包蔵地として決定する。
- ②近世に属する周知の埋蔵文化財包蔵地の決定（近世単独・他の時期との複合遺跡を含む）については、遺物の分布、試掘・確認調査、周辺遺跡の状況、地形、文献等の資料等から推定できる場合とする。
- ③近代に属する周知の埋蔵文化財包蔵地の決定（近代単独・他の時期との複合遺跡を含む）については、試掘・確認調査等の発掘調査により遺跡が具体的に確認されている場合とする。その範囲の推定は、試掘・確認調査の他、周辺遺跡の状況、地形、文献等の資料等から推定するものとする。
- ④近世・近代に属する周知の埋蔵文化財包蔵地の決定（近世あるいは近代単独・他の時期との複合遺跡含む）においては、必要に応じて有識者等の意見を踏まえることとする。
- ⑤市町村埋蔵文化財担当部局は、新規に近代以降の周知の埋蔵文化財包蔵地を県に報告する場合、事前に当該地域や土地所有者等へ説明を行い、理解を得るように努める。
- ⑥市町村埋蔵文化財担当部局は、周知化の有無に関わらず、埋蔵文化財包蔵地の把握に係る資料を保管し、後世の検証ができるようにする。
- ⑦群馬県は、埋蔵文化財包蔵地の把握について、市町村へ必要な支援を行うことができる。

(8) 周知化した対象地以外の場所で確認された近世・近代の埋蔵文化財の取扱い

中世以前の埋蔵文化財包蔵地における発掘調査の際に、上層遺構として近世・近代の遺跡が確認された場合、近世・近代の周知の埋蔵文化財包蔵地となっていなくても、周知化する遺跡区分と同等の内容を持つ遺跡が発見された場合やそれを構成する象徴的な遺構が検出された場合等は、発掘調査の対象とする。

(9) 周知の埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲の資料化と周知の徹底

周知の埋蔵文化財包蔵地は、群馬県及び所在する市町村において、遺跡地図や遺跡台帳に掲載する。その情報は埋蔵文化財担当課に図書を常備するか、インターネットを通じて閲覧できるようにして、周知の徹底を図ることとする。

4 試掘・確認調査について

周知の埋蔵文化財包蔵地の適切な範囲の決定、開発事業と埋蔵文化財の取扱いの調整、あるいはその調整の結果必要となった記録保存のための発掘調査の範囲及び調査に要する期間・経費等の算定のためには、あらかじめ当該埋蔵文化財の範囲・性格・内容、遺構・遺物の密度、遺構面の数と深さ等の状況を的確に把握する必要がある。

把握のための手段として、分布調査や試掘調査（地表面の観察等からでは判断できない場合に行う埋蔵文化財の有無を確認するための部分的な発掘調査）、確認調査（埋蔵文化財包蔵地の範囲・性格・内容等の概要までを把握するための部分的な発掘調査）がある。

なお、開発事業が計画されている区域において改めて分布調査や試掘・確認調査を行う場合は、事業者その他の関係者の十分な理解を得ておくことが必要である。

5 開発事業に伴う記録保存のための発掘調査等について

(1) 記録保存のための発掘調査の要否等の判断

周知の埋蔵文化財包蔵地における開発事業に対する埋蔵文化財の取扱いは、工事区域が発掘調査を要する範囲に含まれるかどうか、工事内容が地下の遺構にどのような影響を与えるかを判断して決定する。

(2) 記録保存のための発掘調査その他の措置を行う場合の基本的な考え方

①発掘調査を必要とする場合と、遺跡が保護・保存されると判断されることから、発掘調査を必要としない場合の基準を別表1に示す。なお、これに該当しない例が生じた場合は、群馬県と市町村とで協議を行い、対応を図るものとする。

②開発と埋蔵文化財保護に関する協議、試掘・確認調査、開発の内容に関する資料等を、事業者と埋蔵文化財担当部局の間で確認する書類を残すとともに、その記録を後世に伝えることに努めること。

③本基準により処理を行った場合は、関係事業者や土地所有者等にその内容について周知徹底すること。

④試掘・確認調査及び発掘調査が行われた遺跡については、遺跡台帳にその旨を記載する等周知化に努めるとともに、その遺跡が再開発される場合に備えたチェック体制を整備すること。

⑤工事立会を要する場合の基本的な考え方

次の場合は、「工事立会」扱いとし、県又は市町の埋蔵文化財専門職員が工事に立ち会い、埋蔵文化財が確認された場合には、その記録をとる等の措置を講じるものとする。

ア) 対象地域が狭小あるいは急傾斜地で通常の発掘調査ができない場合。

イ) 試掘・確認調査の結果、工事が埋蔵文化財を破壊しない範囲内で計画されているが、現地で状況を確認する必要がある場合。

⑥慎重工事を要する場合の基本的な考え方

次の場合は、「慎重工事」扱いとし、埋蔵文化財包蔵地において工事を行うものであることを認識の上慎重に工事を施工し、遺構・遺物を発見した時は、県又は市町村埋蔵文化財担当部局に連絡するよう事業者を求めるものとする。

ア) 試掘・確認調査の結果、工事区域内に遺構又は遺物が確認されなかった場合。

イ) 既に行われた土木工事等により埋蔵文化財が損壊を受けているなど、埋蔵文化財の状況と工事の内容から、発掘調査あるいは工事立会の必要がないと考えられる場合。

(3) 記録保存のための発掘調査範囲の決定

個々の開発事業についてどのような措置を執るか、また、発掘調査を行う場合の調査範囲については、試掘・確認調査等により遺跡の性格や内容等を十分に把握した上、専門的な知識及び経験を踏まえて決定する。

①遺構が所在する箇所の発掘調査範囲

- ・遺構が単独の場合は個々の遺構のみを範囲とする。
- ・遺構が歴史的な意味あいを持つ群をなす場合はその群全体の範囲（外側の遺構を順次結んで囲まれる範囲）とする。
- ・ごく少数の遺構が互いに離れて存在する場合は、各遺構のみを範囲とするか、これらを含む区域全体を範囲とするかは、その遺跡の時代や歴史的意味・性格等を考慮して判断する。
- ・遺跡の中の空閑地については遺跡の時代や性格等を考慮し、広場等歴史的意味があると考えられる場合は、原則として遺構の範囲に含める。
- ・祭祀遺物が分布する区域あるいは廃棄された遺物が集積する区域等のように、顕著な遺構がなくとも出土状況に意味のある遺物が所在する範囲は、遺構に含める。

②遺物包含層が所在する箇所の発掘調査範囲

- ・遺物包含層のみの場合は、遺物の出土状況に基づいて、一定の量の遺物がまとまって所在する区域を範囲とし、遺物が散漫に所在する区域は範囲から除外する。
- ・旧石器時代や縄文時代草創期等、遺物が多量に出土することの希な時代の場合は、遺物の出土が散漫な区域であっても、その特性を考慮して範囲に含めるか判断する。

③規格性のある区画や類似する構成・性格の遺構が連続しており一部の遺構の在り方から全体が推定できる場合の発掘調査範囲

- ・地域性、遺構の残存状況（現在の市街地との重複等）、発掘調査で得られる情報の内容、考古学的情報以外の資料から得られる情報（古文書等の資料の有無）等の諸要素を総合的に勘案し、発掘調査を要する範囲を判断する。

附 則

この要綱は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表1 発掘調査を要する場合の基本的な考え方

開発内容	発掘調査が必要な場合	発掘調査を必要としない場合 (保存されるもの)
1 工事により埋蔵文化財が掘削され、破壊される場合	・発掘調査を実施する。	
2 埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれがある場合	・工事による掘削が埋蔵文化財に直接及ばなくても、遺構確認面あるいは遺物包含層までの間に30cm程度の保護層が確保されない場合は、発掘調査を実施する。	
3 恒久的な工作物の設置	・恒久的な工作物の設置により相当期間にわたり埋蔵文化財と人との関係が絶たれ、当該埋蔵文化財が損壊したのに等しい状態となる場合は、発掘調査を実施することとし、以下の(1)～(7)に具体例を示す。	
(1) 道路等		
以下の(ア)～(エ)を除く道路等(将来的に国または地方自治体が管理する公道に移管される予定の道路を含む)の建設	・道路構造令による道路(準拠含む)の建設は発掘調査を実施する。	
(ア) - 1 一時的な工事用道路の建設		・一時的に盛土等で対応し遺構の保全が保証され、工事終了後現況に復旧する場合は発掘調査を実施しない。
(ア) - 2 道路の植樹帯の建設		・植栽工事の際、遺構確認面あるいは遺物包含層までの間に30cm程度の保護層が確保され、下部に影響を与えない場合は発掘調査を実施しない。
(ア) - 3 歩道等の建設		・遺構確認面あるいは遺物包含層までの間に30cm程度の保護層が確保され、下部に掘削が及ばない場合は発掘調査を実施しない。
<p>* なお、道路・植樹帯・歩道が一体の工事となっており保存される部分が狭小な場合は一括して発掘調査の対象とすることができる。</p> <p>* 植樹帯・歩道等の地下に埋設物の設置が予想される場合やそれらの設置により埋蔵文化財と人との関係が絶たれることが予想される場合は、発掘調査の対象とすることができる。</p>		

(イ) - 1 高架・橋梁の橋脚部の建設	・発掘調査を実施する。	
(イ) - 2 橋脚と橋脚の間の建設	・調査効率の観点や、将来発掘調査の実施が困難と判断される場合は発掘調査を実施する。	・橋脚と橋脚の間については、人と遺跡の関係が保たれると判断された場合は発掘調査を実施しない。
(ウ) 道路構造令に準拠していない農道・私道の建設	<p>・下部に遺跡が存在する場合であっても、砂利敷き等で処理し、遺構確認面あるいは遺物包含層までの間に30cm程度の保護層が確保でき、遺構の保全が保証される場合は発掘調査を実施しない。</p> <p>* 事業者と協議の結果、遺跡が保全されることから調査の必要がないと判断した場合であっても、後日異なる事業で調査の必要が生じることが想定されるため、予めその旨を関係部局と確認するとともに、再開発の際、見落とすことのないよう調整を図られたい。</p>	
(エ) 道路の拡幅・改修の場合の既存道路部分	<p>・既存道路部分の路盤下に遺跡・遺構が残っている場合であっても、埋蔵文化財が破壊されるか影響を受ける場合は発掘調査を実施する。</p> <p>* 既存道路については、道路の交通事情や使い勝手の問題で、通行止めや迂回路の処置ができない等、一般生活に著しく支障を来すことが想定される場合にあっては、関係機関と発掘調査の対象にできるかについて協議を行った上で対応することとする。</p>	・工事が既存道路部分の路盤の入れ替えのみであり、路盤下の遺跡・遺構に工事の影響が及ばない場合は発掘調査を実施しない。
(2) 軌道・鉄道等		
(ア) 軌道・鉄道線路・鉄道等橋梁の建設	・軌道法または鉄道事業法による軌道・鉄道線路や鉄道等橋梁の建設は発掘調査を実施する。	
(イ) 上記以外の軌道・鉄道関連施設の建設	・軌道法または鉄道事業法による施設・工作物の設置は発掘調査を実施する。	
(3) 空港等		
(ア) 空港の建設	・航空法による空港は発掘調査を実施する。	
(イ) 航空保安施設の建設	・航空法による航空保安施設の建設は発掘調査を実施する。	

(4) ダム・河川		
ダムの建設	<ul style="list-style-type: none"> ・堤体・貯水池は発掘調査を実施する。 ・常時満水位よりも高い区域であっても、地下埋設物や付帯施設等が計画されている場合は、その工事工法に合わせた埋蔵文化財の取扱いが必要であり、本表の取り扱いに準じた対応を行う。 ・常時満水位より高い区域であっても、将来の利用計画上の観点から発掘調査を実施することも可能とする。この場合にあっては、事業者と綿密な打ち合わせの上で決定する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・常時満水位（平常時〈非洪水期〉の最高水位）より高い区域は、遺跡が保護・保存されることから発掘調査を実施しない。
河川の改修	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防敷・河川敷の内の低水路は発掘調査を実施する。 ・高水敷部分であっても地下埋設物や施設の付帯施設等が計画されている場合は、その工事工法に合わせた埋蔵文化財の取扱いが必要であり、本表の取り扱いに準じた対応を行う。 ・高水敷より高い区域であっても、将来の利用計画上の観点から発掘調査を実施することも可能とする。この場合にあっては、事業者と綿密な打ち合わせの上で決定する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の場合を除き、原則として高水敷部分は発掘調査を実施しない。
(5) 恒久的な盛土・埋立		
盛土・埋立	<ul style="list-style-type: none"> ・恒久的な盛土・埋立の厚さが原則として3m以上の場合は発掘調査を実施する。 ・盛土の厚さに関わりなく土圧の影響により遺構が損なわれると判断される場合は、一時的な盛土の場合も含めて発掘調査を実施する。 ・地表に遺構が顕在している場合（古墳や城館跡に伴う溝や土塁等）は、3m以下であっても発掘調査の対象とすることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・3m未満の盛土の場合は原則として発掘調査を実施しない。
<p>* 盛土等で保存された遺跡が再開発される場合は、発掘調査にあたり事業者の理解を得た上で、十分な安全対策を講じて実施すること。</p>		

(6) 野球場・競技場・駐車場等		
野球場・競技場・駐車場等の建設	<ul style="list-style-type: none"> ・将来的な利用計画及び地下埋設物・付帯施設の設置計画の有無・内容等を考慮し、埋蔵文化財が破壊されるか影響を受ける場合は発掘調査を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・遺構確認面あるいは遺物包含層までの間に30cm程度の保護層が確保でき、下部の遺構を傷めない場合については発掘調査を実施しない。
(7) 建築物（規模・構造・耐用年数等で基準を設けない）		
建築物の建設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1) 発掘調査を実施する。 ・ 基礎工事の最下面が遺構確認面あるいは遺物包含層までの間に30cm程度の保護層が確保できない場合は発掘調査を実施する。しかし、その場合であっても、調査深度は基礎工事最下面から30cmを超えることはできない。ただし、30cmを超えても同一文化面が下層へ続く場合にあっては、その同一文化面に限り発掘調査の対象とすることができる。 ・ 諸般の事情で施工主が発掘調査を依頼した場合は、遺跡の保護を勘案しながら取扱い方針を決定するものとする。 ・ 将来の利用計画等により埋蔵文化財が破壊されるおそれのある場合は発掘調査を実施する。 ・ 上下水道管敷設工事や浄化槽設置工事等については、遺跡に与える影響や工事内容により、発掘調査あるいは立会調査の判断を行うものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 掘削を伴わない場合や、遺構確認面あるいは遺物包含層から基礎工事が及ぶ面まで30cm程度の保護層が存在する場合は発掘調査を実施しない。